

## 1. 申告システムの改善について

- (1) 航空貨物と海上貨物の輸出通関が同じ保税蔵置場で通関可能になると聞いているが、AIR NACCSとSEA NACCSとでは仕様が異なっているため、仕様を統一するなどのシステム改善に取り組まれない。

### 【回答】

ご存じのように、NACCSの仕様というものについては、民間の利用者、航空会社とか船会社、そういったNACCSの利用者、民間の利用者の要望を踏まえて決定しているところです。輸出入の通関とか、税関などのお金を納める収納業務、そういったところの基本的な部分については、既にAIR NACCS、SEA NACCSの仕様というのが統一されているが、やはり海上貨物、航空貨物を扱う利用者や、業務の流れというものが止まってしまいますので、すべての仕様を統一するというのは、やはり難しいところである。

しかしながら、ご意見もございますので、引き続き民間利用者様からの意見・要望を踏まえつつ、システムの改善に取り組んでまいると考えている。

- (2) 現在、NACCSでは輸出入者符号と輸出貿易管理令のライセンス番号とが関連付けられていないため、NACCS上に誤ったライセンス番号を入力してしまうとそのまま誤申告となってしまう。については、NACCS上で輸出入者符号とライセンス番号を関連づけさせて、2つが合致しなければエラー表示が出るなどのシステム改善を願いたい。

### 【回答】

現在、NACCSでは、輸出入者符号と輸出貿易管理令のライセンス番号の関連性というものは行われておりません。もし、そういった関連チェックを実現しようとするならば、輸出申告の際に入力された輸出貿易管理令のライセンス番号が、輸出入者符号に関するものであるかどうかというものをNACCSの本体のほうから、NACCSのサブシステムで、経済産業省さんのほうに輸出の許可申請等を行うNACCSの貿易管理サブシステムというものがございます。そちらのほうに確認というのを行うという仕組みを新たに構築する必要がございます。現在、NACCSセンターと経済産業省さんの間で、今言いました貿易管理サブシステムをNACCSの本体のほうに完全移行する方向で今検討が進められているというふうに聞いております。その中で、ご要望に関する改善についても、NACCSセンター及び経済産業省と連携しながら検討を進めてまいると考え

ている。

- (3) 申告添付登録業務（MSX）の運用においては、現在、1回の申告添付登録あたりの容量は1ファイルの最大容量500KB、合計容量は最大3MBまで（最大で10ファイルまで）となっているが、1件でも分厚い申告では白黒にしても500KBを超えることが頻繁にあり、申告添付を分割して登録することが手間になっている。また、商品カタログを入手しても白黒添付では写真が真っ黒になり使えないことがある。2015年2月より、容量制限の拡大が試験的に実施されているが、商品カタログをカラー添付可能にするなど今後も、添付容量の拡大に向けた迅速な対応をはかられたい。

**【回答】**

ファイルの容量の点について、ご要望いただいているところなのですが、実態から申し上げますと、平成27年3月から、この1ファイルの容量を500KBから現在1MBに倍増しているというところです。また、合計容量については、今後ということになりますが、平成29年に次期NACCSが稼働するということを予定しており、現行、3MBということですが、これが10MBに拡大するということを予定している。

また、商品カタログなど、非常に容量を食うものですが、参考資料としてお付けしていただいているところですが、これは添付ファイルに登録業務、NSB業務と呼んでおりますけれども、これにより提出することというのが可能です。これを使いますと、3MBまで送付することが可能ということです。

したがって、今現在よく使われております申告の添付登録の業務、いわゆるMSX業務ですが、これと合わせると、最大で6MBまで送付することが可能ということになっています。引き続き、この業務に関しては、関係省庁とか、あるいは民間の事業者の皆様方と協議をしつつ、官民が連携してこの通関手続関連ですが電子化、ペーパーレス化など、積極的に取り組んでまいりたいと考えている。平成29年10月の次期NACCS稼働時期においては、この通関手続にかかる電子手続の原則化、これが実現できるように、今対応可能なものから準備、実施していきたい。

## 2. 航空貨物のレシップに関する件

税関申告を必要とするフォワーダー事業者扱の産業貨物について、誤って本邦に到着した貨物を発地国にレシップする場合、輸出通関にインボイスが必要とされているが、輸出者が不在のケースもあり、インボイスの発行が困難な場合がある。そこで、輸入時のインボイスでレシップ通関を可能とするなど、輸出用インボイスの

提出がなくてもレシップが可能となるよう柔軟な対応を検討されたい。

**【回答】**

今回輸入時のインボイスでということ、ご要望の中でありませけれども、そもそも日本に来るものではないので、輸入時のインボイスというのは、そもそも第三国のほうに提出されるべきインボイスということになります。したがって、手続の面から考える場合、これをもって申告というのは、なかなか難しいだろうと。要は、いわゆる日本から輸出するためのものではございませんので、輸入時のインボイスというのは、間違えてレシップで来たんだということの証拠といえますか、そういった貨物ですという、税関で確認する場合には、利用できるのかなと思っている。

実際、なかなか輸出者が不在の場合もあってということで申し上げているわけなんですけれども、現状において、税関のほうで積み戻す際の申告というのは、航空会社の方が行っていると思われま。すなわち、一般の積み戻しの申告と同じですので、日本から輸出いただくということになります。その際に、そういったインボイスを作成していただくということですので、必ずしも輸出者の方が作成しなければいけないというものではないというふうにわれわれも考えている。

いずれにしても、積み戻し申告であって、これが輸出のいわゆる積み戻しということになるものでございます。そのインボイスについては、従来提出していただくと。どなたかが作成して提出していただくということになるけれども、必ずしも輸出者ということに限ったことではございませんので、その点、航空会社作成のインボイスでかまわないのでと考えている。

いずれにしても、個別いろいろレシップの状況というのも異なってくると思いますので、こういった事例がありましたら、すぐに税関のほうにご相談いただくというのが、一番速やかな処理になるかと思っておりますので、そのような形でお願いしたい。

**3. 輸出入者コード（税関発給コード）の全面開示**

現行の税関発給コードにおいては、輸出入者が取得の際に情報開示を希望しない場合、NACCSへ情報開示されないこととなっている。（JASTPROが発給する輸出入者コードは全て、NACCSへ情報開示されている。）その結果、輸出入貨物の通関に際し、セキュリティ面、また、迅速な通関の観点からも有符号での申告が望ましいところであるものの、符号を有しているにも関わらず、荷主側の社内管理不備等により通関業者へ適切に指示出来ず、誤申告となる事例も発生している。予め情報が開示されていれば、通関業者にて検索のうえ荷主への助言が可能となる。また、これにより、適正かつ迅速な通関が期待出来ることから、税関で発給された

輸出入者コードでの非開示分については、税関のみ検索可能となっているので、それをNACCSにて通関業者へ情報開示できる仕組み作りを検討されたい。

**【回答】**

セキュリティ面、迅速通関の観点から有符号での申告が望ましいところと、ご要望書の中に書いていただいているのですけれども、全く当方も同じ考えでして、そうした観点から、今までJASTPROコードだけだったコードに加えて、税関発給コードというものを新たにつくって、コードの発給を促していたところですが、ただ、中には、やはり自分の名前ですとか、住所を公開されたくないという方が、少なからずいらっしゃって、そういう人たちの権利を尊重するという考えから、今は一部の方については非公開という取扱をさせていただいているところですが、ただ、繰り返しになりますけれども、やはり当方としましても、なるべく（有）符号で申告していただきたいという思いは一緒でして、そういう観点から、来年の10月からマイナンバー法の法人番号を今までのJASTPROコードと税関発給コードに変えて、法人番号を入力していただくという方向で今調整している。

法人番号と申しますのは、広く一般に公開されている番号でして、インターネットでも検索が可能ですし、NACCS業務でも一部そういった検索を可能とする業務も新設する予定ですので、今後は、そういった方法で調べる、法人番号を調べて、輸出の申告にご活用いただくこともできますので、誤申告のようなことはないと考えている。

#### 4. 仮陸揚貨物の港・空港外持ち出し制限の緩和

- (1) 関税法基本通達 21-5(1)により、仮陸揚貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港・空港に限定されている。また、成田空港のように、空港域外の保税地域に仮陸揚貨物を持ち出すことを管轄税関が認めていないケースがある。アジア路線の多い港・空港（羽田空港等）と欧米路線の多い港・空港（成田空港等）の間の接続を円滑にし、港・空港のハブ機能を向上させて日本への貨物呼び込みに寄与することや、フォワーダーは港・空港域外において貨物の仕分けやULD（航空機搭載用具）への積付けを行うケースが多く、一時蔵置が認められることには大きなメリットがあり、顧客に対する高品質なサービスの提供にも繋がることなどから、仮陸揚貨物の船舶・航空機への積込みを行う港・空港の制限を撤廃するなど検討されたい。

**【回答】**

ご指摘のとおり、関税法基本通達 21-5 によりまして、仮陸揚貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港・空港としております。しかしながら、通達に

おきまして、税関によって取り締まり上、必要な場合には、当該貨物を陸揚げした港・空港以外の積込みを既に認めている。

また、ほかに何か、個々の事案がございましたら、個別に税関にご相談いただきたい。

- (2) SEA&AIR等の複合輸送の効率化を図る観点から、少なくとも港・空港域外のAEO保税蔵置場に限り、仮陸揚貨物の一時蔵置が可能となるよう検討をされたい。

**【回答】**

SEA&AIR等の複合輸送の効率化を図る観点から、少なくとも港・空港域外のAEO保税蔵置場に限り、仮陸揚貨物の一時蔵置が可能となるよう検討されたいというところすけれども、現状においても、関税法基本通達21-3におきまして、原則として保税地域というところですが、いたがしまして、AEO保税蔵置場であるか否かに関わらず、保税蔵置場であれば、蔵置が可能という扱いに既になっているところである。

## 5. 全税関官署への航空及び海上NACCSシステムの導入

海上システムで航空貨物の取扱いは出来るものの、航空貨物の処理内容から、海上から航空への情報移管の手間が多すぎるため、余計な事務処理を必要とする。ついては航空貨物の通関が恒常的になされているものの、航空システムを導入されていない税関官署において、平成29年の次期NACCS導入を踏まえ、SEA&AIR双方のNACCS対応を充実させるなど、システムの改善を検討されたい。

**【回答】**

次期NACCSにおいては、原則として海上貨物というものは、SEA NACCSのほうで、航空貨物は航空機のAIR NACCSのほうでそれぞれ処理をしていただくというのを原則ということで予定している。

いたがしまして、NACCSの公開時には、全国の税関官署におきまして、海上機能と航空機能、要するに、AIR NACCS、SEA NACCS両方導入して対応するという予定。29年10月からはそのような形になる。

## 6. 交際費の課税について

企業の経費支出の抑制傾向が高まり、内部留保を増やすことで経済が沈静化し、将来への不安が高まる現状にある。ついては、時限的措置を含めた交際費の非課税額の拡大や、人財育成のために講じる企業内での報奨金についても非課税対象となるよう検討されたい。

**【回答】**

ご指摘いただいておりますとおり、内部留保を現状企業が増やしているということで、現在、経済沈静化というふうにご指摘いただいておりますけれども、そうした内部留保が積み上がっていくと。そういう状況について、われわれも問題意識を共有しております、去年の大綱でも、内部留保をため込むということについても、より積極的な設備投資であるとか、そういったものが進んでいくように、今後も状況みながら検討していくとを、去年の税制改正大綱の中でも記載がされているというところであり、他方で、今回、交際費の非課税額の拡大とかといったご指摘をいただいているのですけれども、実際来年度の税制改正の内容については、今後まさに関係省庁からの要望を受けて、また関係部会からの要望を受けて、自民党の税制調査会で議論されるということになってまいりますので、現時点でちょっとこれについて、われわれのほうでどうかということをお願いするというところは、なかなか困難であるということについて、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今後、まさに要望を出す側であるとか、われわれとしても、受け取った側として精力的に検討していきたいと思っています。

これはもうまさにご承知のことを改めて申し上げるようなことになってしまいますけれども、一応申し上げますと、平成 28 年度の税制改正では、交際費の損金の不算入制度、そしてその特例として、例えば接待飲食費の半分の金額が損金算入できるという特例がございますけれども、これも 28 年度からさらに 2 年間延長がなされているという状況でありまして、こういったものの効果を見極めていくということも、必要になってくるのではないかと、われわれのほうでは考えている。

**【質疑・応答】****【質問】**

航空貨物のレシップの件なんですけれども、エアラインのほうでインボイスをつかって申告をしているということなんですけれども、これは国際宅配貨物ではなくて、産業貨物についても、航空会社で自分たちのインボイスをつかって申告をされているということですか。

**【回答】**

そのようですね。われわれも特にレシップだけを取り上げて何か、そんなに、非常に少ないというわけではなくて、まああるというふうなことは理解しておりますし、税関のほうにも聞いてみたところ、やっぱりそんなに事例があるというわけではないので、どういうふうに行っているかということで確認したときには、航空会

社も、おそらく、その相手の国の輸出者さんとかといろいろ調整されてということだと思っておりますが、とりあえず、輸出者ということでこちらが同じ系列の同じところであれば、可能であろうかというふうには思っています。

非常に困った場合、税関のほうに相談していただければと思います。

#### 【要望】

重ねてのお願いになるんですけども、AIR NACCS と SEA NACCS の仕様の統一ですね。民間業者さんの意見を踏まえながら、進めてくださっているということなのですが、この点について、おそらく税関さんのほうでも、相当な業務負荷の軽減になると思いますし、仕事をしていく、働いていくという上では、労働生産性の向上にもつながると思いますので多分民間に限らず、官署のほうでも、すごくメリットが大きいことなのかなと思いますので、慎重な検討は必要なのだろうとは思いますが、引き続きぜひご検討のほうをお願いしたいと、重ねてお願い申し上げます。